

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水貯蔵タンク点検手入工事において、協力企業が行う労働基準監督署への建築物解体等作業届の未提出が認められたため、当社調達管理上の原因究明・対策検討。	G II	
2	2号機	換気空調系中央制御室冷凍機(C)の窒素ガスによる加圧漏えい試験において、蒸発器蓋の冷媒配管接続継手ボルト穴(2箇所)より、窒素ガスの漏えいが認められたため、当該継手を点検・修理。	G III	
3	3・4号廃棄物処理設備	可燃性雑固体廃棄物焼却設備焼却炉出口酸素濃度計の置換用空気減圧弁において、動作不良(減圧出来ず)が認められたため、当該弁を交換。	G III	